

ご寄付による税制上の優遇措置について

学校法人立命館に対するご寄付は、所得税の税制上の優遇措置を受けることができます。

	税額控除	所得控除
優遇措置の内容	算出税額から差し引かれます	課税前の所得から差し引かれます
控除額	$\{(寄付金額^{*1}-2,000円) \times 40\%\}^{*2}$	寄付金額 ^{*1} -2,000円
申告方法	本学発行の寄付金領収書を確定申告書類に添付して 所定の期間に所轄税務署に提出してください。 <small>※確定申告書等作成コーナーで寄付金控除の入力をする際の「寄付金の種類」は「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄付金」を選択してください。</small>	
還付される金額について	例) 給与収入 600 万円の方が 5 万円をご寄付された場合 (所得控除・基礎控除のみ勘案した場合)	
※おおよそのイメージです	税額控除額: $(5万円 - 2,000円) \times 40\% = 19,200円$ 還付金額^{*2}: <u>19,200円</u>	所得控除額: $5万円 - 2,000円 = 48,000円$ 還付金額: $48,000円 \times 20\%^{*注} = 9,600円$ <small>*注 各人が適用されている所得税率は収入によって 5~45%の範囲で変動します。</small>
備考	上記の還付金額はあくまでも控除の違いを掴んでいただくための簡易計算による金額です。 必ず還付される金額ではございませんので、ご注意ください。	

*1…年間総所得額の40%が限度額です *2…所得税額の25%が限度額です

◀ ご注意事項 ▶

学校法人立命館の設置する学校への入学を寄付者ご本人様またはその子女様等が希望されている場合、当該学校の入学願書受付開始日から入学が予定されている年の年末までに納入いただいたものは「入学に関してする寄附金」とみなされ、税制上の優遇措置の対象とはなりません(入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外と同一の条件で募集される寄附金を除きます)。文部科学省からの通達により、「入学に関してする寄附金」の収受は禁止されておりますので、該当する場合はご寄付をお控えください。

※上記に該当する場合、以下についても「入学に関してする寄附金」とみなされます。

- ・ 寄付者ご本人様が学校法人立命館の設置する学校の卒業生であり、卒業生に対し募集しているご寄付をされる場合
- ・ 入学を希望されている子女様等とは別の子女様等がすでに学校法人立命館の設置する学校に在籍し、その保護者様に対して募集しているご寄付をされる場合
- ・ 入学辞退等により結果的に入学されない場合

◀ 地方自治体が条例指定している場合は、住民税についても寄付金控除が適用されます ▶

本学が条例指定を受けている地方自治体 (2024年4月現在)

京都府・滋賀県・大分県・大阪府

京都市・草津市・守山市・別府市・大阪市・茨木市・江別市

都道府県: $(寄付金額^{*3}-2千円) \times 4\%(2\%)^{*4}$ **市区町村:** $(寄付金額^{*3}-2千円) \times 6\%(8\%)^{*4}$
*3…年間総所得金額の30%が限度額です。 *4…政令指定都市については括弧内の率。

※ご寄付いただいた年の翌年1月1日時点で、上記に居住していることが条件となります。

※上記の自治体、および今後本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっております。ご了承願います。寄付者名簿には、寄付者の氏名・住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

お問合せ先

学校法人立命館 総務部 寄付事務局

電話 075-813-8110 FAX 075-813-8119

(受付時間 土日祝日を除く9:30~17:00)

〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1番地